

## 新・すこやか未来アクションプラン放課後児童クラブ「量の見込み」の見直しについて(案)

## 1. 見直しの位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、国の示す指針により、量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされている。

この度、見直しの参考として作業の手引きが示され、手引きの活用も含めて、地方版子ども・子育て会議の議論を経て、量の見込みを含む計画の見直しについて、自治体において判断することとされている。

※ 必要な量の見込み = 推計児童数 × 潜在的家族類型の割合 × 利用意向率

## 2. 手引きの概要

## 【見直し要否の基準】

教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 28 年度 4 月 1 日時点の支給認定ごとの子どもの実績値が計画における量の見込みと 10%以上乖離する場合</li> <li>● 受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合</li> <li>● 計画で設定した整備目標値を既に超えて整備を行っている場合</li> </ul>
子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>利用の見込みに影響を与えると考えられる要因の今後の動向や利用実績等を踏まえ、必要に応じて見直す</u></li> </ul>

※特別な事情がある場合は、量の見込みの下方修正や、見直しを行わないことも可能

## 3. 放課後児童クラブ利用者数の推移

	H27			H28			H29			H30	H31
	見込み	実績	乖離度	見込み	実績	乖離度	見込み	実績	乖離度	見込み	見込み
低学年	7,576	7,445	-1.7%	7,764	7,858	1.2%	7,802	8,153	4.5%	7,800	7,700
高学年	773	853	10.3%	1,009	1,232	22.1%	1,661	1,463	-11.9%	2,408	3,131
合計	8,349	8,298	-0.6%	8,773	9,090	3.6%	9,463	9,616	1.6%	10,208	10,831

※乖離度について…見込み<実績の場合「プラス」、見込み>実績の場合「マイナス」で表記。

## 4. 見直しの要否について

上記 3 の「放課後児童クラブ利用者数の推移」によれば、利用者数は概ね見込みどおり推移しているため、上記 2 の「見直し要否の基準」を踏まえ、中間年における計画の見直しはしないこととしたい。

# ひまわりクラブ利用料の見直し内容(確定)

## 1. 見直し内容

- ①利用料金上限の変更(6,900円→8,400円)
- ②多子世帯の負担軽減を導入: 第2子を1/2免除、第3子以降を無料。きょうだいの年齢は15歳(中学校3年生)まで※ただし、年収目安1,000万円以上の世帯は対象外
- ③免除区分の見直し
- ④年少扶養控除のみなし適用を子ども一人分のみの適用とする。(現行3,450円の世帯のうち、利用料が増額となる世帯については、現行の金額のままとする。)

## 2. 現行との比較

【現行】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料	人数 (H28.4月現在)	免除率
生活保護	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	587人	67%
～1万円未満 (～300万円未満)	3,450円	1,042人	50%
～23万5000円未満 (300万円以上～800万円未満)	4,600円	4,367人	33%
23万5000円以上 (800万円以上)	6,900円	1,711人	0%

計 7,763人

【④年少扶養控除のみなし適用を子ども一人分のみの適用とする。】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料	人数 (H28.4月現在)	免除率
生活保護	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	587人	67%
～1万円未満 (～300万円未満)	3,450円	553人	50%
～23万5000円未満 (300万円以上～800万円未満)	4,600円	4,839人	33%
23万5000円以上 (800万円以上)	6,900円	1,728人	0%

計 7,763人

【見直し後の年少扶養控除のみなし適用】  
年少扶養親族(16歳未満)一人分の年少扶養控除があったものとみなして利用料を決定する。

【現行の年少扶養控除のみなし適用】  
平成23年度の税制改正に伴い、年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除及び特定扶養親族(16歳～19歳未満)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止による影響を緩和させるために、年少扶養控除があったものとみなして利用料を決定する。

【新料金表(①上限変更+②多子減免+③免除区分見直し)】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料		人数 (H28.4月現在)	8,400円に対する免除率
	第1子	第2子(1/2)		
生活保護	0円	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	1,150円	587人	73%
～4万8600円未満 (～330万円未満)	3,450円	1,700円	1,739人	59%
～9万7000円未満 (330万円以上～470万円未満)	4,600円 (一部の方3,450円)	2,300円	1,418人	45%
～14万円未満 (470万円以上～600万円未満)	5,550円	2,750円	1,054人	34%
～23万5000円未満 (600万円以上～800万円未満)	6,500円	3,250円	1,181人	23%
～33万6000円未満 (800万円以上～1,000万円未満)	7,450円	3,700円	590人	11%
33万6000円以上 (1,000万円以上)	8,400円	8,400円	1,138人	0%

計 7,763人

# 利用料見直しのお知らせ

## 平成30年4月より、ひまわりクラブの利用料を見直します。

### 【見直しの目的】

多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、所得に応じた利用料負担の公平性を高めることを目的に、多子減免の導入や免除区分の細分化を行うため、利用料の見直しを行います。皆様のご理解をお願いいたします。

### 【主な見直し内容】

- ①利用料の上限額が6,900円から8,400円に変更となります。
- ②新たに多子世帯への減免を行います。(第2子を1/2免除、第3子以降を無料)※一部の世帯を除く
- ③所得に応じた免除区分の見直しを行います。  
(平成25年度から開始した年少扶養控除等のみなし適用について、平成30年4月からは年少扶養親族等の人数に関わらず、年少扶養親族1人分のみの控除となります。)

### 【料金表】

#### ●現在の利用料

免除区分 (両親の合計額)	利用料
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	2,300円
市民税所得割額10,000円未満	3,450円
市民税所得割額10,000円以上235,000円未満	4,600円
市民税所得割額235,000円以上	6,900円



#### ●新利用料 (平成30年4月から)

免除区分 (両親のH29年度市民税所得割額の合計)	利用料		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	2,300円	1,150円	0円
市民税所得割額48,600円未満	3,450円	1,700円	0円
市民税所得割額48,600円以上97,000円未満	4,600円	2,300円	0円
市民税所得割額97,000円以上140,000円未満	5,550円	2,750円	0円
市民税所得割額140,000円以上235,000円未満	6,500円	3,250円	0円
市民税所得割額235,000円以上336,000円未満	7,450円	3,700円	0円
市民税所得割額336,000円以上	8,400円	8,400円	8,400円

多子世帯の負担を軽減するため、  
第2子を半額、  
第3子以降を無料にします。



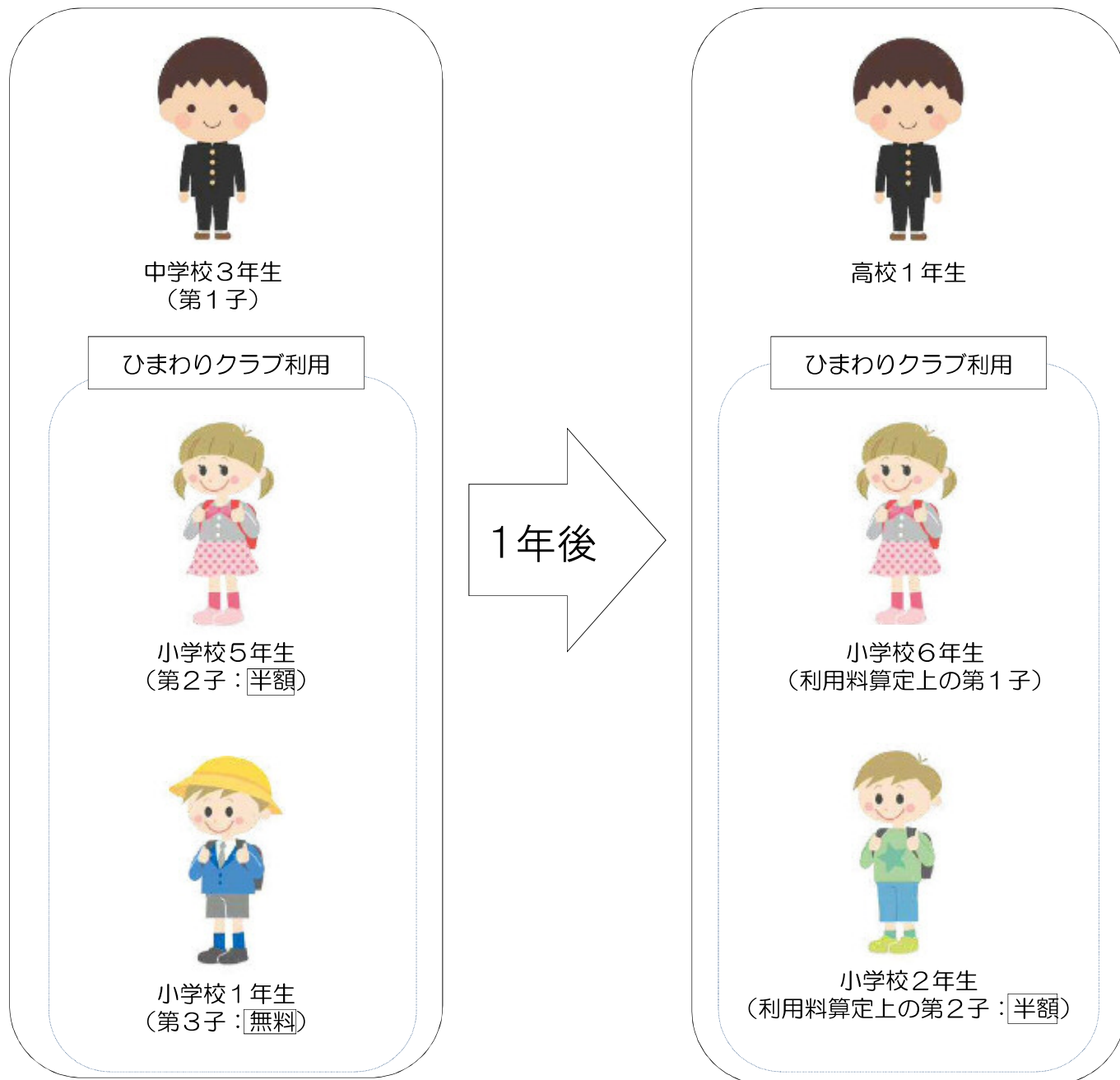
新潟市子育て応援キャラクター  
ほのわちゃん

※裏面もご覧ください。

## 【多子減免について】

同一世帯で15歳（中学校3年生）まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて2人目の場合を「第2子」、3人目以降の場合を「第3子以降」として利用料を決定します。

（例）中学校3年生、小学校5年生、小学校1年生のきょうだいの場合



### 【ひまわりクラブ利用料に関するお問い合わせ】

新潟市こども未来部 こども政策課 育成支援係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-226-1197 FAX 025-224-3330

（月～金曜日：午前8時30分～午後5時30分）

# ひまわりクラブ施設整備の進捗状況について

## (1) ひまわりクラブの面積基準

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」抜粋

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く。以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。  
 2 専用区画の面積は、児童1人につき**おおむね1.65平方メートル以上**でなければならない。  
 (経過措置)  
 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成32年3月31日までの間は、第9条第2項の規定は、適用しないこととすることができる。

## (2) 本市の施設整備方針

平成27年に策定した子ども・子育て支援事業計画及び基準条例の面積要件の経過措置期間である5年間（平成31年度末まで）のなかで、学校施設の活用を基本としながら、整備を進めていくこととしている。

### 【整備手法】

1. 小学校余裕教室の活用（ひまわりクラブとして整備）
2. 放課後、児童下校後の余裕教室の柔軟的な活用
3. 小学校敷地内に専用施設を建設

## (3) 施設整備状況

下表のとおり、計画策定時は54施設の整備を計画し、これまで3年間で31施設の整備を行ってきたが、平成29年度末での必要整備数の残りは46施設となる見込み。

### 【必要整備数が多く残っている要因】

- ・児童数の増加により計画策定時に予定していた施設以外でも狭あい化が進み、追加で整備が必要となった施設が多く発生している。
- ・学校教室活用については、空き教室が無いなどの理由から整備が進まない。
- ・市の財政状況が厳しい中、専用施設を建設する場合、より多額の経費が必要となる。 など

区	計画策定時の 整備必要施設数 (A)	児童数増加により、 計画策定後に 整備が必要となった施設 (B)	児童数減少により、 計画策定後に 整備が不要となった施設 (C)	必要整備数合計 A+B-C (D)	整備実施数				H29年度末時点 必要整備数 D-E
					H27	H28	H29 (予定)	合計 (E)	
北	7	0	1	6		1	1	2	4
東	6	2	0	8	2	1	1	4	4
中央	12	6	0	18	3	4	1	8	10
江南	7	3	0	10	2	1	2	5	5
秋葉	3	3	0	6	1		1	2	4
南	1	1	0	2	1			1	1
西	13	4	0	17	3	1	2	6	11
西蒲区	5	5	0	10		1	2	3	7
計	54	24	1	77	12	9	10	31	46

## 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する 専門委員会の設置について

### 1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

### 3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

### 4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

別紙

社会保障審議会児童部会  
放課後児童対策に関する専門委員会 委員名簿

平成29年11月8日

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
小野さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会／わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部人間学科教授
清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科准教授
中川 一良	京都市北白川児童館館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長

(敬称略、五十音順)